

発議第3号

来年度からの保険料の設定にあたり保険料の負担増とならないことを求める意見書について

来年度からの保険料の設定にあたり保険料の負担増とならないことを求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成23年8月19日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	井上 けんじ
提出者	同 上	巽 悦子
提出者	同 上	安田 久美子

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に意見書を提出する必要があるので提案する。

来年度からの保険料の設定にあたり保険料の負担増とならないことを
求める意見書(案)

来年度からの2年間は、新たな保険料設定の次期期間となる。今でも保険料と一部負担金の負担は、年金支給額の減額や介護費用の増額等の影響で、被保険者とその家族の家計に重くのしかかっている。その結果として治療を遅らせるといった状況もうまれてきている。

現行保険料の仕組みでは、給付費の増減がそのまま保険料に連動するため、来年度からの保険料引き上げが危惧される場所である。またこれを避けるため、現役世代の支援金の増加など、新しい高齢者医療制度が検討されている。しかしこれは国の財政負担をさらに減らすだけであり何の解決にもならない。国においては公費負担の増額、また各種保険料の減免制度の拡大や充実など検討し、高齢者が安心して医療を受けられるようすべきである。

よって政府におかれては国の負担を増やすなど、財政責任を果たし来年度からの保険料負担を軽減するのに必要な措置を講ずるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2011年 8月19日

京都府後期高齢者医療広域連合議会

提出先 内閣総理大臣 宛